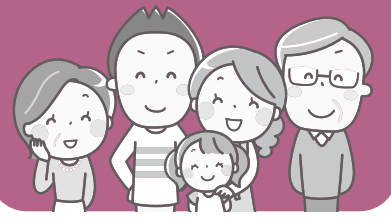


公的年金の種類と加入する制度について

年金だより



◎公的年金制度の種類

公的年金には、3種類あり、日本国内に住所のあるすべての人が加入を義務づけられています。その人の働き方により加入する年金制度が決まっています。

制 度	説 明
国民年金	日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人。
厚生年金	厚生年金保険の適用を受ける会社に勤務する全ての人。
共済年金	公務員・私立学校教職員など。

◎国民年金

国民年金は、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入するもので、老齢・障害・死亡により「基礎年金」を受けることができます。

国民年金には、「第 1 号被保険者」「第 2 号被保険者」「第 3 号被保険者」と 3 種類があり、どの制度に加入するかにより、保険料の納め方が異なります。

第 1 号被保険者

(対象者)

農業等に従事する、学生、フリーター、無職の人など。

(保険料の納付方法)

納付書による納付や口座振替など、自分で納めます。(納められないときは、免除や納付猶予の仕組みがあります。)



第 2 号被保険者

(対象者)

厚生年金保険の適用を受けている事務所に勤務する者であれば、自動的に国民年金にも加入します。(ただし、65 歳以上で老齢年金を受ける人を除きます。)

(保険料の納付方法)

国民年金保険料は厚生年金保険料に含まれますので、厚生年金をかける人は自動的に国民年金にも加入することになります。厚生・共済各制度が、国民年金制度に基礎年金拠出金を交付します。



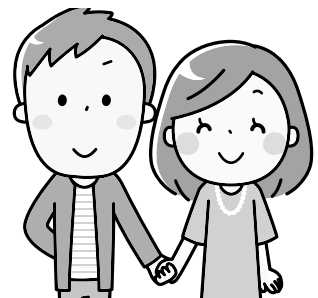
第 3 号被保険者

(対象者)

第 2 号被保険者の配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人をいいます。ただし、年間収入が 130 万円以上で健康保険の扶養となれない人は第 3 号被保険者とはならず、第 1 号被保険者となります。

(保険料の納付方法)

国民年金保険料は配偶者が加入する年金制度が一括負担します。



詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課住民係(35-2124)へお問い合わせください。

梶加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 TEL：0166-72-5004, 5005 (自動音声案内)